

DFFT: Data Free Flow with Trustとは

(※以下「デジタル時代の新たなIT政策大綱」(IT総合戦略本部, 2019年6月7日決定)より抜粋)

- 「プライバシーやセキュリティ・知的財産権に関する信頼を確保しながら, ビジネスや社会課題の解決に有益なデータが国境を意識することなく自由に行き来する, 国際的に自由なデータ流通の促進を目指す, というコンセプト」。(パラ41)
- 「DFFT(信頼性のある自由なデータ流通)のコンセプトに基づく「国際データ流通網」を広げていくことを目的として, より多くの国との間で, デジタル貿易ルールの形成(注)等を促進することが求められる」(パラ42)

(注)世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画(2019.6.14閣議決定): DFFTのコンセプトに基づく「国際データ流通網」を広げていくことを目的として, より多くの国との間で, デジタル貿易ルールの形成等を促進するため, 電子商取引の貿易関連の側面に関するWTO交渉について, 早期の交渉妥結に向け, 日本がWTOにおける議論の加速化に積極的に貢献する。(脚注66)

Data Free Flow with Trust (DFFT)

自由で開かれたデータ流通

データの安全・安心

安倍総理(当時)の2019年ダボス会議における演説(抜粋)

(2019年1月)

- 私は本年のG20サミットを、世界的なデータ・ガバナンスが始まった機会として、長く記憶される場と致したく思います。データ・ガバナンスに焦点を当てて議論するトラック、大阪トラックとでも名付けて、この話合いを、WTO(世界貿易機関)の屋根の下、始めようではありませんか。
- 皆様、時は熟しました。我々、皆承知のとおり、これから何十年という間、私たちに成長をもたらすもの、それはデジタル・データです。そして何かを始めるなら、今がその好機です。
- そこで、私たちがつくり上げるべき体制は、DFFT(データ・フリー・フロー・ウィズ・トラスト)のためのものです。非個人的データについて言っているのは申し上げるまでもありません。第四次産業革命、そして同革命をもたらす、私たちがSociety 5.0と呼んでいる社会がメリットを及ぼすのは、私たち個人です。巨大で、資本集約型の産業ではありません。
- 新たな現実とは、データが、ものみな全てを動かして、私たちの新しい経済にとってDFFT、つまりData Free Flow with Trustが最重要の課題となるような状態のことですが、そこには、私たちはまだ追いついていないわけです。
- この際、大阪トラックを始めて、それをとても速いトラックとする。そのための努力は、私たち皆が共にできるといい、米国、欧州、日本、中国、インドや、それに大きな飛躍を続けているアフリカ諸国が、努力と共に成功を共有し、それをもって、WTOに新風が吹き込まれるというふうになればと願います。



デジタル貿易協定(電子商取引章)に含まれる主なDFFT関連規律

◆ 日米デジタル貿易協定や、日英EPA、TPP11等の二国間・複数国間の貿易協定の電子商取引章には、DFFTに関連する以下の規律が含まれている。

越境データ流通の自由化 (注)

情報越境移転

事業実施のために行われる情報の電子的手段による国境を越える移転を原則として許可。



電子商取引事業を展開するための大前提としての基盤である国境を越える情報の移転を不当に阻害するような規制の導入を抑制する効果。

データ国内保存要求の禁止

事業遂行の条件としての自国の領域におけるサーバー等のコンピュータ関連設備設置の要求を原則禁止。



多額の投資や拠点設置を伴わずに海外の消費者や企業と直接取引できるという電子商取引の利点を不当に阻害する規制の導入を抑制する効果。

信頼性 (データの安全・安心) (注)

ソース・コード/アルゴリズムの移転・開示要求の禁止

ソフトウェアの販売・利用等の条件として、当該ソフトウェアのソース・コードやアルゴリズムの移転やアクセスの要求を原則禁止。



企業にとって機密情報に当たるソース・コード、アルゴリズムが必要以上に開示を求められることを抑制する効果。

個人情報保護 / 消費者保護

個人情報保護のための法的枠組みの採用・維持。
オンライン上の消費者保護のための制度の制定・維持。



個人情報保護や消費者保護を制度的に確保し、デジタル経済への参加を促進する効果。

ICT製品の暗号開示要求の禁止

ICT製品に使用される暗号情報の移転やアクセスの要求を原則禁止。



ICT製品に含まれる企業秘密やICT製品を利用した通信等に対する暗号による保護が危険に晒されるリスクを抑制する効果。

(注 但し、一定条件の下、正当な公共政策目的による例外を許容)

(注 但し、行政、司法手続に必要なアクセス要求は対象外)

WTO電子商取引交渉(これまでの経緯)

第11回WTO閣僚会議 (MC11) (2017年12月)

- ◆電子商取引の議論に積極的な米, EU, 途上国を含む**71加盟国**が、将来の交渉に向けて探求的作業を開始する旨の**共同声明**を発出。

有志国閣僚共同声明 (2019年1月ダボス、78加盟国)

- 電子商取引の貿易関連の側面に関するWTOにおける**交渉を開始する意思を確認**。
- **可能な限り多くのWTO加盟国の参加を得て、WTOにおける既存の協定及び枠組みを基礎とする高い水準の成果を達成することを目指す**。
- 電子商取引に関し、途上国及び後発開発途上国を含む加盟国並びに零細・中小企業が直面する特有の機会及び課題を認識し、考慮。
- ビジネス、消費者及び世界経済にとっての電子商取引の利益を更に増大させるため、全てのWTO加盟国に参加するよう引き続き奨励。

G20大阪サミット(2019年6月)～

- 安倍総理は2019年1月のダボス会議で「**信頼性のある自由なデータ流通(DFFT:データ・フリー・フロー・ウィズ・トラスト)**」を提唱。
- G20大阪サミットの際に、DFFTに基づき、**デジタル経済、特にデータ流通や電子商取引に関するルール作りを進めるための「大阪トラック」**を立ち上げ。
- 「大阪トラック」の下、交渉参加国は現在**86カ国**まで増加。2021年12月、**日・豪・星**による**共同議長国閣僚声明**を発出し、交渉の進捗及び合意に向けた道筋を提示。

WTO電子商取引交渉 共同議長国閣僚声明のポイント(2021年12月)

- 新型コロナウイルス後の経済回復におけるデジタル経済の重要性を認識。パンデミックは、デジタル貿易を規律する世界的なルールの必要性を高めている。
- 本交渉について、既存のWTO協定及び枠組みを基礎とし、高い水準かつ商業的に意義のある成果に向けて、引き続き交渉を進めていく。
- 本交渉においてこれまでに得られた実質的な進捗を歓迎する。8の条文(注)について意見が十分に収れんし、その他の分野についても条文提案を統合した。
 - 注 ①オンラインの消費者の保護②電子署名及び電子認証③要求されていない商業上の電子メッセージ④政府の公開されたデータ⑤電子契約⑥透明性⑦ペーパーレス貿易⑧開かれたインターネット・アクセス
- データ流通に関する規定が、本交渉における高い水準かつ商業的に意義のある成果のための鍵であることに留意する。
- 本交渉の参加国は、多国間での電子商取引モラトリアムの継続を支持する。共同議長国は、本交渉の参加国の間で電子的送信に対して関税を賦課しないという慣行を恒久化することが極めて重要であると考えます。
- 本交渉において、途上国及び後発開発途上国であるWTO加盟国の関与を支援することの重要性を認識する。
- 2022年末までに大多数の論点における収れんを確保するため、本交渉の作業プログラムを作成するとともに、鍵となる論点について同年内に閣僚が指針を示す機会を特定する。